

電子メールでの提出時、機構より自動配信にて【受信完了のご連絡】メールが届きます。宛先のアドレス間違いもなく自動配信メールが届かない場合には、提出期限（時刻）までにその旨をお電話で03-5226-6608まで必ずご連絡くださいますようお願い致します。提出期限までにご連絡がなく、機構がプロポーザルを受信できていなかった場合は、該当のプロポーザルは評価対象と致しかねます。

なお、個人の資格で競争に参加する場合、簡易プロポーザル提出5営業日前までに所定の競争参加資格審査申請書の提出が必要です。

- ◇ 評価結果の通知：2023年4月21日（金）までに個別通知
提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
- ① 業務実施の基本方針 16点
 - ② 業務実施上のバックアップ体制 4点
- (2) 業務従事者の経験能力等：
- ① 類似業務の経験 40点
 - ② 対象国・地域での業務経験 8点
 - ③ 語学力 16点
 - ④ その他学位、資格等 16点

(計 100 点)

類似業務経験の分野	途上国の SDGs に関する各種調査及び業務
対象国及び類似地域	インドネシア及び全途上国
語学の種類	英語

※語学の証明書に関しまして、TOEIC の IP テストによるスコアレポートも可とした暫定運用は 2022 年 9 月末にて終了していますので、ご注意ください。
なお、CASEC や JICA 専門家検定による認定書は、従来より認定の対象外となっていますので、提出（添付）いただく必要はありません。

(詳細：https://www.jica.go.jp/announce/information/20220118_02.html)

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし。
- (2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals。以下「SDGs」という。）は、国際社会全体で目指すべき目標として、2015年9月の「国連持続可能な開発サミット」にて採択された。インドネシア共和国（以下「インドネシア」という）においても、2017年7月にSDGs実施に係る大統領令（2017年第59号）を交付し、SDGsの達成に向けた基本方針や実施体制を定めている。具体的には、SDGs課題を国家開発計画に反映し取り組んでいく方針が定められ、「中期国家開発計画(RPJMN)」(2020-2024)においては、169のターゲットのうち124ターゲットについての取り組みが求められている。国家開発計画庁（以下「BAPPENAS」という）は、実施調整機関として、インドネシアにおけるSDGs実施枠組みを強化すべく、主に指標整理、指標達成のための行動計画策定、モニタリング・評価体制の構築・強化ならびに知見共有の4点において積極的に取り組んでいる。

かかる状況下、JICAは2016年から2022年にかけて「持続可能な開発目標(SDGs)実施体制強化プロジェクト」を実施し、国内指標定義書（メタデータ）の改訂支援を通じた、グローバル指標のローカライズ化、中央政府および対象5州のSDGs実施のための行動計画策定、同行動計画のモニタリング・評価体制の構築、ならびにこれらの取組に関するステークホルダー間の相互学習を促進することで、インドネシア政府のSDGs実施体制強化を目指した。その結果、メタデータ改訂による国内指標定義率の上昇、SDGs国家行動計画(RAN SDGs)の策定、および同計画をモニタリング・評価するためのSDGs E-Monevシステム開発・導入といった国レベルにおける体制強化が促進された。しかし、これらの活動を通して、地方における行動計画（RAD SDGs）策定や指標データの収集・分析に関しては、中央とは異なる課題や能力強化が必要であることや、国内の民間企業、特に地方の中小企業に対する働きかけの強化が必要であることも認識された。実際に、2022年8月時点において、インドネシアでは34州中31州がRAD SDGsを策定しているものの、その内容・質は地域差が大きく、同計画のモニタリング・評価報告書を提出している州は20州に留まっており、モニタリング・評価結果が次期計画策定や予算編成に活用するといったサイクルが機能していない。加えて、非政府部門を対象とした活動が明記された事例は少なく、地方レベルでの実施体制強化が喫緊の課題となっている。

2030年までにインドネシア全体でSDGsを達成するためには、地域住民に直接サービスを提供する各州政府の取組が不可欠であり、かつ非政府部門も巻き込んだ活動が必須であるとの認識のもと、インドネシア政府は我が国政府に対し「持続可能な開発目標(SDGs)実施体制強化プロジェクト」のフェーズ2として、特に地方レベルでのSDGs実施体制強化を目的とした技術協力を要請した。「持続可能な開発目標(SDGs)地方実施体制強化プロジェクト」(以下「本プロジェクト」という。)はフェーズ1での成果を活用・普及しつつ、特に課題として残っている地方政府のSDGsに関する政策立案・実施・モニタリング・評価体制の強化ならびに官民パートナーシップを促進することで、インドネシア政府によるSDGs達成に向けた取り組みの更なる促進を目指すものである。

今回実施する詳細計画策定調査は、インドネシア国政府からの協力要請の背景・内容、同国の関係諸機関の能力・役割分担を確認のうえ、同国における課題を特定し、本プロジェクトの活動内容・実施体制を検討するための情報収集・整理・分析を行う。先方政府関係機関との協議を経て、協力計画を策定し、プロジェクトにかかわる合意文書締結および事業事前評価を行う。

7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の調査団員として派遣されるJICA職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る調査分析及び協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。また、本業務従事者は、他の課題を担当する業務従事者が作成する報告書(案)を含めた報告書(案)全体の取りまとめに協力する。

具体的担当事項は次のとおりとする。

(1) 国内準備期間(2023年5月上旬~2023年5月下旬)

- ① 要請書・関連報告書等(既存協力の報告書等、後述10.(2)に示す参考資料を参照のこと)の資料・情報の収集・分析により要請背景・内容を把握し、担当分野に係る我が国及び他援助機関のこれまでの協力状況・成果・課題も確認する。
- ② 担当分野に係る事前調査計画・方針案を検討する。
- ③ 以下を含む現地調査で収集すべき情報を検討する。
 - ・インドネシア国におけるSDGs実施対策や行動計画等にかかる最新情報
 - ・中央政府のSDGs達成に向けた取り組みにかかる情報
 - ・地方政府のSDGs達成に向けた取り組みにかかる情報
 - ・SDGsセンターにかかる情報

- ・ SDGsセンターの辺地再委託可能性（業務実施単価含む）に関する情報
 - ・ SDGs実施対策強化に関する他ドナー、大学機関による関連事業にかかる情報
 - ・ 非政府部門のSDGs達成に向けた取り組みにかかる情報
- ④ 担当分野にかかる本格協力の枠組みを検討する。
 - ⑤ インドネシア側関係機関や他ドナー等に対する質問票（案）（英文）を作成する。作成した質問項目（案）は、現地派遣前にJICAに提出すること。
 - ⑥ JICA案件担当部署による対処方針(案)の作成に協力する。
 - ⑦ JICA案件担当部署によるM/M(案)、PDM(案)、PO(案)、R/D(案)の作成に協力する。
 - ⑧ 調査団内の事前打合せ、対処方針会議等に参加する。

（２）現地業務期間（2023年5月下旬～2023年6月中旬）

- ① JICAインドネシア事務所等との打合せに参加する。
- ② インドネシア側関係機関との協議及び現地調査に参加し、調査の目的・方法・手順等について説明を行う。
- ③ 事前に配布した質問票への回答回収や上記②を通じ、担当分野にかかる情報・資料を収集・整理し、現状・課題を把握・分析する。具体的には以下のとおり。
 - ア) 要請背景・内容
 - イ) 関連する開発計画、政策、制度
 - ウ) 関連各組織
 - (a)所掌業務、組織体制、根拠法
 - (b)人員体制
 - (c)役割分担、中央・地方の連絡調整／指揮命令体制
 - (d)予算規模、内訳、予算獲得・配賦の仕組み
 - エ) 本プロジェクトに関連する他援助機関（UNICEF、UNDP、GIZ、NGO等）の活動動向、実績、教訓、課題、連携の可能性
 - オ) 地方政府のSDGs実施に係る現状と課題
 - カ) 地方に導入するSDGs E-Monevの現状と課題
 - キ) SDGsセンターによる非政府部門巻込含む地方政府支援の現状と課題
 - ク) 非政府部門に導入するSDGs E-Monevの現状と課題
- ④ 調査結果に基づき、本格協力に係る検討
 - ア) 担当分野に係る協力方針の検討（プロジェクトの狙い、能力開発の方針を含む）

- イ) 担当分野に係るプロジェクトの内容（対象地域選定方法含む）、実施体制に係る提言
 - ウ) 担当分野に係るプロジェクトの投入、工程に係る提言
 - エ) 担当分野に係るプロジェクトに必要な相手国政府負担事項にかかる提言
 - オ) 担当分野に係るプロジェクトの実施に向けた留意事項
 - カ) プロジェクト実施にあたり、担当分野に係るリスクとなる事項の整理
 - キ) 再委託の範囲の検討、現地再委託を請け負うことが可能な組織、業務実施単価に関する情報の収集
- ⑤ プロジェクトの協力量針に係る協議への参加、助言
 - ⑥ 担当分野に関し、JICA案件担当部署によるM/M(案)、PDM(案)、PO(案)、R/D(案)の作成に協力する。
 - ⑦ 担当分野にかかる議事録、面談録及び収集資料リストを作成する。また、他団員の収集資料リストの取りまとめを行う。

(3) 帰国後整理期間（2023年6月下旬～2023年7月中旬）

- ① 帰国報告会、国内打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ② プロジェクトを巡る状況分析から、担当分野に関し、リスク管理チェックシート（案）に必要な情報を他分野の団員とともに取りまとめる。
- ③ 担当分野にかかる詳細計画策定調査報告書（案）を作成するとともに、他の担当分野の業務従事者が作成する報告書（案）を含めた全体の取りまとめに協力する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

(詳細計画策定調査)

(1) 業務完了報告書

2023年7月18日（火）までに提出。

次の①、及び収集資料一式を参考資料として添付することとし、電子データにて提出する。

- ① 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン(2022年4月-12月追記版)」(以下同じ)の「IX. 業務実施契約(単独型)」及び「別添資料2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等
航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます(見積書に計上して下さい)。
航空経路は、日本⇄ジャカルタ(直行便)を標準とします。
- (2) 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費
PCR検査代及び隔離期間中の待機費用等も必要に応じて適宜、見積書に計上ください。

10. 特記事項

- (1) 業務日程／執務環境
 - ① 現地業務日程
現地業務期間は2023年5月22日～6月15日を予定しています。
本業務従事者は、5月31日派遣予定のJICA調査団員に1週間程度先行して現地調査の開始を予定しています。
現地での業務体制
本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。
ア) 総括(JICA)
イ) 評価分析(JICA)
ウ) SDGs課題分析(本コンサルタント)
 - ② 便宜供与内容
JICAインドネシア事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。
ア) 空港送迎：あり
イ) 宿舎手配：あり
ウ) 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供(JICA職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。)
エ) 通訳備上：日本語⇄インドネシア語の通訳を提供
オ) 現地日程のアレンジ：JICAが必要に応じアレンジします。
カ) 執務スペースの提供：JICAインドネシア事務所内の執務スペース提供(ネット環境完備)

(2) 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料を JICA インドネシア事務所から配付しますので、in_oso_rep@jica.go.jp 宛にご連絡ください。
 - ・インドネシア国持続可能な開発目標（SDGs）実施体制強化プロジェクトプロジェクト事業完了報告書

- ② 本業務に関する以下の資料がJICA図書館のウェブサイトで公開されています。
 - ・インドネシア国持続可能な開発目標（SDGs）の計画運営推進に関する情報収集確認調査ファイナルレポート
https://openjicareport.jica.go.jp/360/360/360_108_12307195.html

- ③ 本契約に関する以下の資料を JICA 調達・派遣業務部契約第一課にて配付します。配付を希望される方は、専用アドレス（e-propo@jica.go.jp）宛に、以下のとおりメールをお送りください。
 - ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」
 - イ) 提供依頼メール
 - ・タイトル：「配付依頼：サイバーセキュリティ関連資料」
 - ・本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA インドネシア事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとし

ます。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。

- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス(2014年10月)」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することと致します。

以上